

町田市木曾山崎団地地区まちづくり検討会設置要綱

第1 設置

木曾山崎団地地区におけるまちづくりの方向性、学校跡地の活用方法その他の木曾山崎団地地区におけるまちづくりに関する事項について検討するため、町田市木曾山崎団地地区まちづくり検討会（以下「検討会」という。）を置く。

第2 定義

この要綱において「木曾山崎団地地区」とは、町田都市計画において、一団地の住宅施設「木曾山崎一団地の住宅施設」に定められた地区及び地区計画「山崎団地第一地区」に定められた地区をいう。

第3 所掌事項

検討会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 木曾山崎団地地区のまちづくりの方向性に関すること。
- (2) 木曾山崎団地地区の学校跡地の具体的な活用方法に関すること。
- (3) 団地再生に向けた具体的な取組項目に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第4 組織

- 1 検討会は、委員11人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第5 委員の任期

委員の任期は、検討会が第3の規定による報告をしたときまでとする。

第6 会長等

- 1 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第7 会議

- 1 検討会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第8 庶務

検討会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2012年6月28日から施行する。
- 2 この要綱は、2013年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4関係）

学識経験を有する者 2人以内

町田山崎第二住宅管理組合法人の代表 1人

町田山崎団地自治会の代表 1人

町田木曾住宅ト号棟管理組合の代表 1人

町田木曾団地自治会の代表 1人

住宅供給公社木曾団地自治会の代表 1人

サンヒルズ町田山崎コミュニティ委員会の代表 1人

木曾山崎団地地区周辺の町内会・自治会等の代表 3人以内